1 凡 例

Ⅰ　この福祉保健年報は、保健統計並びに福祉、保健及び衛生行政実績を集計収録したものである。

Ⅱ　各統計数値は、平成 30 年 1 月から 12 月の年次もしくは平成 30 年度の統計を中心としており、これによらないもの等については表内に時限を明示した。

Ⅲ　分類は、各課組織を原則とした。

1　用語の解説

⑴　人口動態関係

乳　児　死　亡　　生後 1 年未満の死亡をいう。

新 生 児 死 亡　　生後 4 週未満の死亡をいう。

早期新生児死亡　　生後 1 週未満の死亡をいう。

周 産 期 死 亡　　妊娠満 22 週（154 日）以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。

妊　娠　期　間　　出生、死産及び周産期死亡の妊娠期間は満週数による。(昭和 53 年までは、数えによる妊娠月数)

死　　産　　妊娠満 12 週（妊娠第 4 月）以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。

自然死産と人工死産　　人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置（胎児又は付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外は全て自然死産とする。なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。

ア　胎児を出生させることを目的とした場合

イ　母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合

死産統計の沿革　　死産統計を観察する場合、次の沿革を考慮する必要がある。

年	死産統計の沿革
昭和 23 年以降	優生保護法の施行（7 月）により、人工妊娠中絶の中の、妊娠第 4 月以降のものも人工死産に含むことになった。
昭和 24 年以降	優生保護法の改正（6 月）により、人工妊娠中絶の理由に「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」も含むことになった。
昭和 27 年以降	優生保護法の改正（5 月）により、優生保護審査会の審査を廃止するなど、その手続きが簡素化され、優生保護法による指定医師は本人及び配偶者の同意を得て、要件に該当する者に対して、人工妊娠中絶を行うことができるようになった。

年	死産統計の沿革
昭和 43 年以降	胎児を出生させる目的で人工的処置を加えたにもかかわらず死産した場合は、従来は人工死産であったが、自然死産として取り扱うこととなった。
昭和 51 年以降	優生保護法により人工妊娠中絶を実施することができる時期の基準を、従来の「通常妊娠 8 月未満」から「通常妊娠第 7 月未満」に改めた。(昭和 51 年 1 月 20 日付け厚生省発衛第 15 号厚生事務次官通知)
昭和 54 年以降	優生保護法により人工妊娠中絶を実施することができる時期の基準を、従来の「通常妊娠 7 月未満」から「通常妊娠満 23 週以前」に表現を改めた。(昭和 53 年 11 月 21 日付け厚生省発衛第 252 号厚生事務次官通知)
平成 3 年以降	優生保護法により人工妊娠中絶を実施することができる時期の基準を、従来の「通常妊娠満 23 週以前」から「通常妊娠満 22 週未満」に改めた。(平成 2 年 3 月 20 日付け厚生省発健医第 55 号厚生事務次官通知)

(世帯のおもな仕事)

農家世帯　農業だけ又は農業とその他の仕事を持っている世帯

自営業者世帯　自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯

常用勤労者世帯(Ⅰ)　企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従事者数が 1 人から 99 人までの世帯(日々又は 1 年未満の契約の雇用者はその他の世帯)

常用勤労者世帯(Ⅱ)　常用勤労者世帯(Ⅰ)にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々又は 1 年未満の契約の雇用者はその他の世帯)

その他の世帯　上記に当てはまらないその他の仕事をしている世帯

無職の世帯　仕事をしている者のいない世帯

⑵　医療施設関係

在院患者　毎日 24 時現在、病院に在院中の患者をいう。入院してもその日のうちに退院あるいは死亡した患者は含まない。

新入院・退院患者　新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院あるいは死亡した者を含む。

外来患者　新来・再来・往診・巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が二つ以上の診療科で診療をうけ、それぞれの科でカルテが作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取り扱う。

2　本書に用いた各比率の算出方法

$$\text{出生（又は死亡）率} = \frac{\text{年間出生（又は死亡）数}}{\text{10月1日現在人口}} \times \ 1,000$$

合計特殊出生率＝15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

$$\text{死因別死亡率} = \frac{\text{年間の死因別死亡数}}{\text{10月1日現在人口}} \times \ 100,000$$

$$\text{乳児死亡率} = \frac{\text{年間乳児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times \ 1,000$$

$$\text{新生児死亡率} = \frac{\text{年間新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times \ 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{年間死産数}}{\text{年間出産数（年間出生数＋年間死産数）}} \times \ 1,000$$

$$\text{自然死産率} = \frac{\text{年間自然死産数}}{\text{年間出産数（年間出生数＋年間死産数）}} \times \ 1,000$$

$$\text{人工死産率} = \frac{\text{年間人工死産数}}{\text{年間出産数（年間出生数＋年間死産数）}} \times \ 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{年間妊娠満22週以降の死産数＋年間早期新生児死亡数}}{\text{年間出産数（年間出生数＋年間妊娠満22週以降死産数）}} \times \ 1,000$$

$$\text{妊娠満22週以降の死産率} = \frac{\text{年間妊娠満22週以降の死産数}}{\text{年間出産数（年間出生数＋年間妊娠満22週以降死産数）}} \times \ 1,000$$

$$\text{早期新生児死亡率} = \frac{\text{年間早期新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times \ 1,000$$

$$\text{婚姻（又は離婚）率} = \frac{\text{年間婚姻（又は離婚）届出件数}}{\text{10月1日現在人口}} \times \text{１，０００}$$

$$\text{１日平均在院（又は新入院、退院）患者数} = \frac{\text{年間在院（又は新入院、退院）患者延数}}{\text{年間日数}}$$

$$\text{１日平均外来患者数} = \frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{年間日数}}$$

$$\text{病床利用率} = \frac{\text{月間在院患者延数の1月～１２月の合計}}{\text{（月間日数× 月末病床数）の１月～１２月の合計}} \times \text{１００}$$

3　率算出の基礎人口

⑴　国及び県

ア　総務省統計局「人口推計」（平成 30 年 10 月 1 日現在）

・ 人口動態調査

全　国　124,218,285 人（日本人人口）

新潟県　2,230,000 人（日本人人口）

・ 医療施設調査

全　国　126.443,180 人（総人口）

新潟県　2,246,000 人（総人口）

イ　総務省統計局「人口推計」（平成 30 年 10 月 1 日現在）

・ 医師・歯科医師・薬剤師統計（旧　医師・歯科医師・薬剤師調査）

新潟県　2,246,000 人（総人口）

⑵　市町村・保健所

県総務管理部統計課「新潟県推計人口（総人口）」（平成 30 年 10 月 1 日現在）

4　統計表の表章記号の規約

係数のない場合	－
係数不明の場合	…
統計項目のありえない場合	・
単位の２分の１未満の場合	0,0.0,0.00
減少数や減少率を意味する場合	△

死　因　分　類　表

附表１

死因簡単分類ｺｰﾄﾞ	分類名	死因基本分類コード
01000	感染症及び寄生虫症	A00-B99
01100	腸管感染症	A00-A09
01200	結核	A15-A19
01201	呼吸器結核	A15-A16
01202	その他の結核	A17-A19
01300	敗血症	A40-A41
01400	ウイルス性肝炎	B15-B19
01401	Ｂ型ウイルス性肝炎	B16-B17.0,B18.0-B18.1
01402	Ｃ型ウイルス性肝炎	B17.1,B18.2
01403	その他のウイルス性肝炎	B15-B19の残り
01500	ヒト免疫不全ウイルス［ＨＩＶ］病	B20-B24
01600	その他の感染症及び寄生虫症	A00-B99の残り
02000	新　生　物＜腫瘍＞	C00-D48
02100	悪性新生物＜腫瘍＞	C00-C96
02101	口唇，口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00-C14
02102	食道の悪性新生物＜腫瘍＞	C15
02103	胃の悪性新生物＜腫瘍＞	C16
02104	結腸の悪性新生物＜腫瘍＞	C18
02105	直腸Ｓ状結腸移行部及び直腸の悪性新生物＜腫瘍＞	C19-C20
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物＜腫瘍＞	C22
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物＜腫瘍＞	C23-C24
02108	膵の悪性新生物＜腫瘍＞	C25
02109	喉頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C32
02110	気管，気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞	C33-C34
02111	皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43-C44
02112	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
02113	子宮の悪性新生物＜腫瘍＞	C53-C55
02114	卵巣の悪性新生物＜腫瘍＞	C56
02115	前立腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C61
02116	膀胱の悪性新生物＜腫瘍＞	C67
02117	中枢神経系の悪性新生物＜腫瘍＞	C70-C72,C75.1-C75.3
02118	悪性リンパ腫	C81-C86
02119	白血病	C91-C95
02120	その他のリンパ組織，造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C88-C90,C96
02121	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	C00-C96の残り
02200	その他の新生物＜腫瘍＞	D00-D48
02201	中枢神経系のその他の新生物＜腫瘍＞	D32-D33,D35.2-D35.4,D42-D43,D44.3-D44.5
02202	中枢神経系を除くその他の新生物＜腫瘍＞	D00-D48の残り
03000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	D50-D89
03100	貧血	D50-D64
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	D65-D89
04000	内分泌，栄養及び代謝疾患	E00-E90
04100	糖尿病	E10-E14
04200	その他の内分泌，栄養及び代謝疾患	E00-E90の残り
05000	精神及び行動の障害	F00-F99
05100	血管性及び詳細不明の認知症	F01-F03
05200	その他の精神及び行動の障害	F01-F99の残り
06000	神経系の疾患	G00-G99
06100	髄膜炎	G00-G03
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	G12
06300	パーキンソン病	G20
06400	アルツハイマー病	G30
06500	その他の神経系の疾患	G00-G99の残り
07000	眼及び付属器の疾患	H00-H59
08000	耳及び乳様突起の疾患	H60-H95
09000	循環器系の疾患	I00-I99
09100	高血圧性疾患	I10-I15
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	I11,I13
09102	その他の高血圧性疾患	I10,I12,I15
09200	心疾患（高血圧性を除く）	I01-I02.0,I05-I09,I20-I25,I27,I30-I52
09201	慢性リウマチ性心疾患	I05-I09
09202	急性心筋梗塞	I21-I22
09203	その他の虚血性心疾患	I20,I23-I25
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	I34-I39
09205	心筋症	I42-I43
09206	不整脈及び伝導障害	I44-I49
09207	心不全	I50
09208	その他の心疾患	I01-I02.0,I27,I30-I33,I40-I41,I51-I52
09300	脳血管疾患	I60-I69
09301	くも膜下出血	I60,I69.0
09302	脳内出血	I61,I69.1
09303	脳梗塞	I63,I69.3
09304	その他の脳血管疾患	I60-I69の残り
09400	大動脈瘤及び解離	I71
09500	その他の循環器系の疾患	I00-I99の残り

死因簡単分類ｺｰﾄﾞ	分類名	死因基本分類コード
10000	呼吸器系の疾患	J00-J99
10100	インフルエンザ	J09-J11
10200	肺炎	J12-J18
10300	急性気管支炎	J20
10400	慢性閉塞性肺疾患	J41-J44
10500	喘息	J45-J46
10600	その他の呼吸器系の疾患	J00-J98の残り
10601	誤飲性肺炎	J69
10602	間質性肺疾患	J84
10603	その他の呼吸器系の疾患（10601及び10602を除く）	J00-J98の残り（J69,J84を除く）
11000	消化器系の疾患	K00-K93
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	K25-K27
11200	ヘルニア及び腸閉塞	K40-K46,K56
11300	肝疾患	K70-K77
11301	肝硬変（アルコール性を除く）	K74.3-K74.6
11302	その他の肝疾患	K70-K77の残り
11400	その他の消化器系の疾患	K00-K93の残り
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	L00-L99
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	M00-M99
14000	腎尿路生殖器系の疾患	N00-N99
14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	N00-N16
14200	腎不全	N17-N19
14201	急性腎不全	N17
14202	慢性腎臓病	N18
14203	詳細不明の腎不全	N19
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	N00-N99の残り
15000	妊娠，分娩及び産じょく	O00-O99
16000	周産期に発生した病態	P00-P96
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	P05-P08
16200	出産外傷	P10-P15
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	P20-P29
16400	周産期に特異的な感染症	P35-P39
16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	P50-P61
16600	その他の周産期に発生した病態	P00-P96の残り
17000	先天奇形，変形及び染色体異常	Q00-Q99
17100	神経系の先天奇形	Q00-Q07
17200	循環器系の先天奇形	Q20-Q28
17201	心臓の先天奇形	Q20-Q24
17202	その他の循環器系の先天奇形	Q25-Q28
17300	消化器系の先天奇形	Q35-Q45
17400	その他の先天奇形及び変形	Q00-Q89の残り
17500	染色体異常，他に分類されないもの	Q90-Q99
18000	症状，徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	R00-R99
18100	老衰	R54
18200	乳幼児突然死症候群	R95
18300	その他の症状，徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	R00-R99の残り
20000	傷病及び死亡の外因	V01-Y89
20100	不慮の事故	V01-X59
20101	交通事故	V01-V99
20102	転倒・転落・墜落	W00-W19
20103	不慮の溺死及び溺水	W65-W74
20104	不慮の窒息	W75-W84
20105	煙，火及び火炎への曝露	X00-X09
20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	X40-X49
20107	その他の不慮の事故	W00-X59の残り
20200	自殺	X60-X84
20300	他殺	X85-Y09
20400	その他の外因	Y10-Y89
22000	特殊目的用コード	U00-U49
22100	重症急性呼吸器症候群［ＳＡＲＳ］	U04
22200	その他の特殊目的用コード	U00-U49の残り

□注：後掲の統計表において、「死因簡単分類コード」は「死因分類番号」と記す。

乳 児 死 因 分 類 表

附表２

乳児死因簡単分類コード	分類名	死因基本分類コード	死因簡単分類との対応
Ba01	腸管感染症	A00～A09	1100
Ba02	敗血症（新生児の細菌性敗血症を除く）	A40～A41	1300
Ba03	麻疹	B05	01600の一部
Ba04	ウイルス性肝炎	B15～B19	1400
Ba05	その他の感染症及び寄生虫症	A00～B99の残り	01000（Ba01～04を除く）
Ba06	悪性新生物＜腫瘍＞	C00～C96	2100
Ba07	白血病	C91～C95	2119
Ba08	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	C00～C96の残り	02100（Ba07を除く）
Ba09	その他の新生物＜腫瘍＞	D00～D48	2200
Ba10	栄養失調（症）及びその他の栄養欠乏症	E40～E64	04000の一部
Ba11	代謝障害	E70～E88	04000の一部
Ba12	髄膜炎	G00～G03	6100
Ba13	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	G12	6200
Ba14	脳性麻痺	G80	06500の一部
Ba15	心疾患　（高血圧性を除く）	I01～I02.0，I05～I09，I20～I25，I27，I30～I51	9200
Ba16	脳血管疾患	I60～I69	9300
Ba17	インフルエンザ	J09～J11	10100
Ba18	肺炎	J12～J18	10200
Ba19	喘息	J45～J46	10500
Ba20	ヘルニア及び腸閉塞	K40～K46，K56	11200
Ba21	肝疾患	K70～K76	11300
Ba22	腎不全	N17～N19	14200
Ba23	周産期に発生した病態	P00～P96	16000
Ba24	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	P05～P08	16100
Ba25	出産外傷	P10～P15	16200
Ba26	出生時仮死	P21	16300の一部
Ba27	新生児の呼吸窮迫	P22	16300の一部
Ba28	周産期に発生した肺出血	P26	16300の一部
Ba29	周産期に発生した心血管障害	P29	16300の一部
Ba30	その他の周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	P20～P29の残り	16300の残り
Ba31	新生児の細菌性敗血症	P36	16400の一部
Ba32	その他の周産期に特異的な感染症	P35～P39の残り	16400の残り
Ba33	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	P50～P61	16500
Ba34	その他の周産期に発生した病態	P00～P96の残り	16000　（Ba24～33を除く）
Ba35	先天奇形、変形及び染色体異常	Q00～Q99	17000
Ba36	神経系の先天奇形	Q00～Q07	17100
Ba37	心臓の先天奇形	Q20～Q24	17201
Ba38	その他の循環器系の先天奇形	Q25～Q28	17202
Ba39	呼吸器系の先天奇形	Q30～Q34	17400の一部
Ba40	消化器系の先天奇形	Q35～Q45	17300
Ba41	筋骨格系の先天奇形及び変形	Q65～Q79	17400の一部
Ba42	その他の先天奇形及び変形	Q00～Q89の残り	17400の残り
Ba43	染色体異常、他に分類されないもの	Q90～Q99	17500
Ba44	乳幼児突然死症候群	R95	18200
Ba45	その他のすべての疾患	D50～R99の残り，U00～U49	上記以外の残り（Ba01～09を除く）
Ba46	不慮の事故	V01～X59	20100
Ba47	交通事故	V01～V98	20101
Ba48	転倒・転落・墜落	W00～W17	20102
Ba49	不慮の溺死及び溺水	W65～W74	20103
Ba50	胃の内容物の誤えん及び気道閉塞を生じた食物等の誤えん	W78～W80	20104の一部
Ba51	その他の不慮の窒息	W75～W84の残り	20104の残り
Ba52	煙・火及び火炎への曝露	X00～X09	20105
Ba53	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	X40～X49	20106
Ba54	その他の不慮の事故	W00～X59の残り	20107
Ba55	他殺	X85～Y09	20300
Ba56	その他の外因	Y10～Y89	20400

注：後掲の統計表において、「乳児死因簡単分類コード」は「乳児死因分類番号」と記す。

選 択 死 因 分 類 表

附表３

選択死因分類コード	分類名	死因簡単分類コード	死因基本分類コード
Se01	結核	01200	A15～A19
Se02	悪性新生物＜腫瘍＞	02100	C00～C96
	（再掲）		
Se03	食道の悪性新生物＜腫瘍＞	02102	C15
Se04	胃の悪性新生物＜腫瘍＞	02103	C16
Se05	結腸の悪性新生物＜腫瘍＞	02104	C18
Se06	直腸Ｓ状結腸移行部及び直腸の悪性新生物＜	02105	C19～C20
Se07	肝及び肝内胆管の悪性新生物＜腫瘍＞	02106	C22
Se08	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物＜腫瘍	02107	C23～C24
Se09	膵の悪性新生物＜腫瘍＞	02108	C25
Se10	気管、気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞	02110	C33～C34
Se11	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	02112	C50
Se12	子宮の悪性新生物＜腫瘍＞	02113	C53～C55
Se13	白血病	02119	C91～C95
Se14	糖尿病	04100	E10～E14
Se15	高血圧性疾患	09100	I10～I15
Se16	心疾患　（高血圧性を除く）	09200	I01～I02.0、I05～I09、I20～I25、I27、I30～I51
	（再掲）		
Se17	急性心筋梗塞	09202	I21～I22
Se18	その他の虚血性心疾患	09203	I20、I24～I25
Se19	不整脈及び伝導障害	09206	I44～I49
Se20	心不全	09207	I50
Se21	脳血管疾患	09300	I60～I69
	（再掲）		
Se22	くも膜下出血	09301	I60、I69.0
Se23	脳内出血	09302	I61、I69.1
Se24	脳梗塞	09303	I63、I69.3
Se25	大動脈瘤及び解離	09400	I71
Se26	肺炎	10200	J12～J18
Se27	慢性閉塞性肺疾患	10400	J41～J44
Se28	喘息	10500	J45～J46
Se29	肝疾患	11300	K70～K76
Se30	腎不全	14200	N17～N19
Se31	老衰	18100	R54
Se32	不慮の事故	20100	V01～X59
	（再掲）		
Se33	交通事故	20101	V01～V98
Se34	自殺	20200	X60～X84

注：選択死因分類表は、社会的に関心の強い死因について、死因簡単分類から選択したものとなっている。

死因順位の選び方

附表４

死因簡単分類コード	分類名	死因簡単分類コード	分類名
01100	腸管感染症	10200	肺炎
01200	結核	10300	急性気管支炎
01300	敗血症（新生児の細菌性敗血症を含まない）	10400	慢性閉塞性肺疾患
01400	ウイルス性肝炎	10500	喘息
01500	ヒト免疫不全ウイルス　［HIV］病	10601	誤嚥性肺炎
02100	悪性新生物＜腫瘍＞	10602	間質性肺疾患
02200	その他の新生物＜腫瘍＞	11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍
03100	貧血	11200	ヘルニア及び腸閉塞
04100	糖尿病	11300	肝疾患
05100	血管性及び詳細不明の認知症	12000	皮膚及び皮下組織の疾患
06100	髄膜炎	13000	筋骨格系及び結合組織の疾患
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患
06300	パーキンソン病	14200	腎不全
06400	アルツハイマー病	15000	妊娠，分晩及び産じょく
07000	眼及び付属器の疾患	16000	周産期に発生した病態
08000	耳及び乳様突起の疾患	17000	先天奇形，変形及び染色体異常
09100	高血圧性疾患	18100	老衰
09200	心疾患(高血圧性を除く)	18200	乳幼児突然死症候群
09300	脳血管疾患	20100	不慮の事故
09400	大動脈瘤及び解離	20200	自殺
10100	インフルエンザ	20300	他殺

注：１）新生児の細菌性敗血症は「周産期に発生した病態」に、高血圧性心疾患は「高血圧性疾患」に含まれる。

２）死因順位に用いる分類項目は、死因簡単分類から主要な死因を選択したものとなっている。

2 保健所・地域福祉事務所管内一覧表

平成30年３月31日現在

保健所	管轄区域	地域福祉事務所	管轄区域	所在地	市町村数 市	町	村	市町村管内人口	管内面積 (㎢)	人口密度 (人／㎢)
総数					20	6	4	2,304,264	12,584.23	183.1
新潟市	新潟市			〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号	1	－	－	810,157	726.45	1,115.2
村上	村上市 岩船郡			〒958-0864 村上市肴町10番15号	1	－	2	68,644	1,483.65	46.3
新発田	新発田市 阿賀野市 胎内市 北蒲原郡	新発田	北蒲原郡 岩船郡	〒957-8511 新発田市豊町3丁目3-2	3	1	－	186,264	1,028.31	181.1
新津	五泉市 東蒲原郡	新津	東蒲原郡	〒956-0032 新潟市秋葉区南町9-33	1	1	－	63,084	1,304.80	48.3
		津川地区センター	東蒲原郡	〒959-4402 東蒲原郡阿賀町津川1861-1	－	(1)	－	上記のうち 11,680	上記のうち 952.89	12.3
三条	三条市 加茂市 燕市 西蒲原郡 南蒲原郡	三条	西蒲原郡 南蒲原郡	〒955-0046 三条市興野1丁目13番45号	3	1	1	227,225	733.53	309.8
長岡	長岡市 小千谷市 見附市 三島郡	長岡	三島郡 刈羽郡	〒940-0857 長岡市沖田3丁目2711番地1	3	1	－	356,767	1,168.54	305.3
魚沼	魚沼市			〒946-0004 魚沼市大塚新田116-3	1	－	－	37,352	946.76	39.5
南魚沼	南魚沼市 南魚沼郡	南魚沼	南魚沼郡 中魚沼郡	〒949－6623 南魚沼市六日町620番地2	1	1	－	66,614	941.84	70.7
十日町	十日町市 中魚沼郡			〒948-0054 十日町市高山857	1	1	－	64,946	760.60	85.4
柏崎	柏崎市 刈羽郡			〒945-0053 柏崎市鏡町11-9	1	－	1	91,608	468.30	195.6
上越	上越市 妙高市			〒943-0807 上越市春日山町3丁目8番34号	2	－	－	230,186	1,419.52	162.2
糸魚川	糸魚川市			〒941-0052 糸魚川市南押上1丁目15番1号	1	－	－	44,162	746.24	59.2
佐渡	佐渡市			〒952－1555 佐渡市相川二町目浜町20-1	1	－	－	57,255	855.67	66.9

注：１）人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査人口（総人口）」
２）面積は、国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（平成30年10月1日現在）
３）所在地は、平成14年度から保健所、地域福祉センターを統合した「地域振興局健康福祉（環境）部」等である（新潟市除く）。
４）市郡名、保健所及び地域福祉事務所名称と管轄区域は平成30年3月31日現在のものである。
５）市町村数、市町村管内人口及び管内面積は保健所の管轄区域のものである。